

令和2年7月臨時議会 議案概要			担当課	商工観光課	種別	条例
議案番号	議案第97号	議案名	琴浦町新型コロナウイルス対策特別金融支援助利子補給事業基金条例の制定について			
目的	新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者の借り入れた融資の利子補給金に充てるため、基金を積み立てるもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者に対し、鳥取県地域経済変動対策資金に係る利子を5年間補助するため、国の第2次「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、基金に積み立てるもの。</p> <p>【鳥取県融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資上限額：2億8千万円</li> <li>○ 補助期間：保証料全額融資期間、利子補助は当初5年間</li> <li>○ 融資期間：10年以内(うち据置期間5年以内)</li> <li>○ 担保：無担保</li> <li>○ 対象期間：令和2年2月14日～令和2年12月31日</li> </ul> <p>【利子補給制度】</p> <p>&lt;借入期間・要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年2月14日～令和2年4月30日 (当初3年間県・町1/2負担、4, 5年目事業所負担)</li> <li>○ 令和2年5月1日～令和2年12月31日(国の対象期間) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 前年同月比売上高△5%以上の小規模個人事業主又は△15%以上の企業で融資金額4千万円以下 (当初3年間国負担、4, 5年目県・町1/2負担)</li> <li>② 前年同月比売上高△5%以上15%未満小規模以外の個人事業主、中部地震被災企業向資金の借入残高を借り換える企業融資金額4千万円以下(5年間 県・町1/2負担)</li> <li>③ ①、②の融資金額4千万円超え (5年間 県・町1/2負担)</li> </ul> </li> </ul>					
補足事項	施行日 公布の日					